

# 議第53号 呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」といいます。）の一部改正により、住所地特例の規定が見直されることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

### 【参考】住所地特例について

本来、国民健康保険又は後期高齢者医療の適用は住所地で行われますが、特別養護老人ホームや障害者施設などの社会福祉施設等への入所等により他の市町村から転入した者については、入所等をする前の住所地の市町村が行う国民健康保険又は当該住所地の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）が行う後期高齢者医療の被保険者となる特例です。

## 2 改正の内容

住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の国民健康保険の被保険者とされていた者が後期高齢者医療の被保険者となる年齢（75歳）に達したとき等は、その時点での住所地の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となることとされていましたが、法の一部改正により、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とすることとされました。これに伴い、今回の法の一部改正により当該規定の適用を受ける被保険者で、従前の住所地が呉市であったものを保険料を徴収すべき被保険者とします。

## 3 施行期日

平成30年4月1日

## 4 新旧対照表

現行	改正案
<p>（市が保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 本市が、保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項本文_____</p> <p>_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に呉市に住所を有していたもの</p>	<p>（市が保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 本市が、保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第55条第1項本文（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に呉市に住所を有していたもの</p>

(3) 法第55条第2項第1号に掲げる被保険者に該当することにより同項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に呉市に住所を有していたもの

(4) 法第55条第2項第2号に掲げる被保険者に該当することにより同項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際に呉市に住所を有していたもの

(新設)

(3) 法第55条第2項第1号に掲げる被保険者に該当することにより同項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に呉市に住所を有していたもの

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に呉市に住所を有していたもの

(4) 法第55条第2項第2号に掲げる被保険者に該当することにより同項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際に呉市に住所を有していたもの

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際に呉市に住所を有していたもの

\_\_\_\_\_に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際に呉市に住所を有していたもの

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により呉市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者